

浜田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

平成31年3月

島 根 県

目 次

1. 都市計画の目標

- 1) 都市づくりの基本理念 1
- 2) 地域毎の市街地像 3

2. 区域区分の決定の有無

- 1) 区域区分の決定の有無 4

3. 主要な都市計画の決定の方針

- 1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 5
 - ① 主要用途の配置の方針..... 5
 - ② 土地利用の方針..... 5
- 2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 7
 - ① 交通施設の都市計画の決定方針..... 7
 - ② 下水道及び河川の都市計画の決定方針..... 10
 - ③ その他の都市施設の都市計画の決定方針..... 12
- 3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 13
 - ① 主要な市街地開発事業の決定の方針..... 13
- 4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針 14
 - ① 基本方針 14
 - ② 主要な緑地の配置の方針..... 15
 - ③ 実現のための具体の都市計画制度の方針..... 15

参考附図 都市構造図

土地利用方針図

交通体系の整備方針図

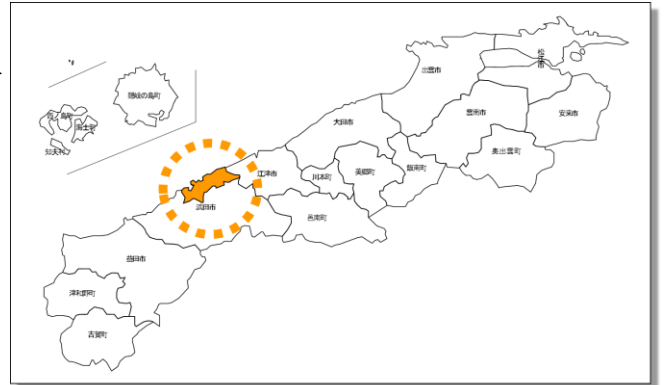
自然的環境の整備又は保全の方針図

浜田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
(島根県決定)

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

1. 都市計画の目標

浜田都市計画区域は県西部の中央に位置し、面積約 60 km²、人口約 3.7 万人を擁する都市計画区域である。浜田港を中心とした山陰・山陽を結ぶ要衝として栄えるとともに、古くから政治・経済・文化を中心に石見地方における中核都市として発展してきた。



また、複数の都市等の有機的連携と機能分担を通じ、高次の都市機能の成立を促す地域である「浜田・益田都市圏」の核となる都市として位置づけられてきた。

近年は、浜田・三隅道路、浜田港インター線及び臨港道路福井4号線の開通等交通基盤整備が進められており、今後は環日本海地域における交通、物流拠点として発展するものと期待される。

更に本市の国際的役割として、日本海を取り巻く地域における相互の経済的連携、依存関係を強め、環日本海地域の経済発展を目指す「環日本海経済圏」を視野に入れた交流拠点としても期待される。

1) 都市づくりの基本理念

本区域の地理的条件としては、海岸線沿い及び主要河川の河口部に広がる一部の平地を除き、丘陵地・山地が地域の大部分を占めている。また、海岸部はリアス式海岸を有しており、この変化に富んだ海岸線と市街地周辺の丘陵地は優れた自然景観と天然の良港をもたらしている。

本区域の主要な都市機能の整備状況としては、中国横断自動車道広島浜田線と接続し、近隣市においては萩・石見空港が立地、海浜地には浜田港等の交通拠点が整備されている。また、「島根県立大学」を核とする地域の文化教養機能の充実が図られている。

今後は、これらを核としつつ、島根県西部の周辺都市を牽引する中心都市として、高次都市機能、交流拠点機能、交通機能等の都市機能強化により、人口減少への対応や地域間交流の促進を図るとともに、都市機能を維持していくためコンパクトなまちづくりが求められている。

これらを踏まえ、本区域の都市づくりの基本理念を次のように定める。

○ 中核都市としてのまちづくり

島根県西部の中核都市として都市機能の充実を図るとともに、広域市町村圏内での機能分担を図る。

○ コンパクトなまちづくりの推進による都市機能の維持

必要な都市機能を適切に維持しながら、健康で快適な生活環境の実現と持続可能な都市経営を行っていくため、コンパクトなまちづくりを推進する。

○ 地域の歴史文化と調和し、新たな個性を創造するまちづくり

本区域が有する歴史ある町並みの保全、浜田城跡などの史跡をはじめとする文化財、石見神楽等の伝統芸能の保存、活用を図るとともに、島根県立大学を核とした、人・物資・情報の交流機能の強化、頭脳集約型産業の育成、新たな文化・情報の発信などを進める。これにより、地域固有の歴史、文化を尊重・活用した新しい地域文化を創造する活気あふれるまちづくりを進める。

○ 海を核としたまちづくり

日本海有数の浜田漁港や浜田港を中心として発展を遂げた歴史に立脚し、「海」を活用した産業展開が将来も求められている。このため、海の玄関口としての港湾機能の強化、漁業の高度化が進められている。それに加え、現在整備が進められている県立石見海浜公園・遊空間などの生活・環境レジャーの視点も併せて、都市空間の整備・拡充を図り、海を核としたまちづくりを目指す。

○ 自然環境と共生するまちづくり

本区域は、変化に富んだ海岸線と緑豊かな丘陵地を有しており、これらは優れた自然景観と環境をもたらしている。このため、住民にとって質の高い健康的で文化的な生活環境を形成するため、既存の都市基盤施設等の有効活用に努めるとともに、美しい自然環境の整備・保全を図る。

2) 地域毎の市街地像

地域	将来の市街地像
中心市街地地区	J R 浜田駅を中心とする既成市街地を含む地区であり、商業施設や公共施設が集積し、県西部地域の商業・行政面等における中核機能を有している。 このため、官公庁施設が集積による都市機能の強化・効率化を図り、中心市街地全体への波及効果を及ぼす地区として、市役所周辺及び浜田川周辺の既成市街地を位置づける。 J R 浜田駅周辺は、浜田医療センターの立地を活かし、駅の南北との連携を図り、高度利用による都市機能の集積を図る。 これら地区の整備により、県西部の中核都市である浜田市の「顔」としてふさわしい交通・情報・商業・業務・居住・医療・福祉などの機能を集積したバランスのとれた地区を形成する。
中心市街地周辺地区	中心市街地を取り巻く地区であり、これまでの計画的市街地整備により都市機能の充実が図られてきている。 また、当地域には、産業活性化の基盤となる浜田港・浜田漁港や石見物流軽工業団地と文化交流の拠点である島根県立大学などが位置している。さらに、浜田城跡周辺は歴史的・文化的資源や豊かな自然が良好に保存されている。 このため、今後は自然緑地等の保全・住環境との調和及び歴史的・文化的資源の活用を図りながら、これら産業・文化交流拠点を軸とした連携を強化し、良好な都市環境の形成を図るものとする。
国府地区	海浜部には古くからの市街地が形成されており、現在では県立石見海浜公園をはじめとした観光施設を有し、県西部の観光拠点として位置づけられている。 また、石見豊ヶ浦や石見国分寺跡などの有形の文化財が集積する地区でもある。 このため、観光資源と歴史的・文化的資源を活かした産業の発展を目指すとともに、これらの資源と共存し、周辺環境と調和した計画的な住宅地等市街地整備を図る。
周布地区	国府地区と同様に海浜部には古くからの市街地が形成されており、また、一般国道 9 号沿道及び周布川河口部には工業地・商業地・住宅地等複合的機能を有する地区である。 一方、周布川沿いには農地が広がるとともに、豊かな自然環境を有する地区でもある。 このため、既存の自然環境及び農地の保全を図りながら、適正な土地利用による優れた居住環境の形成を図っていく。また、産業についても、周辺の自然環境・住環境に対して配慮しながら、振興を図っていくものとする。

2. 区域区分の決定の有無

1) 区域区分の決定の有無

本都市計画区域には区域区分を定めない。

なお、区域区分を定めないとした根拠は以下のとおりである。

本区域においては、人口、産業の動向から、今後無秩序な市街地の拡大の可能性は低く、区域区分を定めなくても自然的環境・農地等を保全しながら、良好な市街地の形成を図っていくことは可能であると判断する。

従って、引き続き区域区分を定めないとした。

3. 主要な都市計画の決定の方針

1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要用途の配置の方針

都市及び自然環境に配慮するとともに、将来における土地利用を総合的に勘案し、住宅地、商業業務地、流通業務地、工業地等の各配置方針について以下のとおり定める。

用途	地区名等	配置の方針
住宅地	既成市街地及び周辺部	効率的な土地利用を図りつつ、住宅地としての土地利用を主体とする地区として、良好な居住環境の形成を図る一般住宅地として配置する。
	既成市街地周辺の丘陵地	既に計画的な住宅地が整備されている地区について、良好な居住環境の増進・維持を図る専用住宅地として配置する。
	市街地郊外部	宅地化が進行している地区及び今後住宅地として整備する地区においては、計画的な整備を誘導し、良好な居住環境を有する住宅地の形成を図る。
商業業務地	中心市街地地区	J R 浜田駅を中心とする既成市街地を含む地区であり、県西部地域の商業・業務面における中核機能を有している。 今後は J R 浜田駅の交通結節点機能の再生、生活・交流等の施設の立地及び商店街の活性化等が課題となっており、都市機能の拡充を図るため、本地区を中心商業地として配置する。
	一般国道 9 号沿道地区 (港町～原町) 一般国道 186 号沿道地区 (相生町周辺)	本地区は中心市街地地区に隣接する住商混在地区であり、居住環境の保全を図りながら、日常生活の利便性の向上を図るため、近隣商業地区として配置する。
	周布・長浜・国分地区	古くからの既成市街地であって、近年は宅地化が進展しつつある地区であるため、居住環境の保全を図りながら、日常生活の向上を図る上で近隣商業地区として配置する。
工業地	下府地区(石央物流軽工業団地)、周布・治和地区(木工団地) 福井・長浜地区(浜田港臨海工業団地) 福井地区(水産加工団地)	既存の工業団地の他、将来の工業生産の増大に伴う工業地需要に対処する工業地を配置する。
	周布・日脚地区	一般国道 9 号沿道に立地している既存の軽工業施設の利便性向上・機能強化を図り、地域経済の活性化を図るため工業地を配置する。
流通業務地	下府地区(浜田卸売商業団地)	卸売り・物流機能の高度化に対応するための流通業務地を配置する。

② 土地利用の方針

a 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

地区名等	方針
J R 浜田駅北側地区	現在の土地利用状況は軽工業施設が減少し、低未利用地が多い状況である。今後、都市機能の集積・強化を図り、県西部の拠点地区として、商業業務・交流文化・医療福祉機能等への用途転換・複合化を適正に行う地区として位置づける。

b 居住環境の改善又は維持に関する方針

地区名等	方針
日脚・熱田・笠柄 竹迫・長沢地区の 住宅団地等	良好な低層の住宅地が形成されていることから、今後も良好な居住環境を保持し、環境と共生したゆとりある住宅地の形成に努める。
国府・周布地区等 漁村集落及び中心 市街地等の既成市 街地	木造密集市街地地区については、居住環境を改善するため、建て替え・不燃化・耐火の促進、敷地の共同化などによる土地の有効利用を図るとともに、公園・道路等の基盤整備を総合的に行うことにより、良好な市街地環境の形成を図る。

c 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

地区名等	方針
城山・高尾山・鏡 山・旗竿山	市街地において環境保全機能及び地域の地形の目標を構成する緑地として位置づける。
浜田川、下府川、 周布川周辺緑地	周辺の都市環境と調和した親水空間を確保するとともに、自然環境の保全を図る。

d 災害の防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

地区名等	方針
建築基準法第 39 条(災害危険区域) 地すべり等防止法 第 3 条(地すべり 防止区域) 急傾斜地の崩壊に よる災害の防止に 関する法律第 3 条 (急傾斜地崩壊危 険区域) 土砂災害警戒区域 等における土砂災 害防止対策の推進 に関する法律第 7 条(土砂災害警戒 区域)、第 9 条(土 砂災害特別警戒区 域) 津波防災地域づく りに関する法律第 53 条(津波災害警 戒区域)、第 72 条 (津波災害特別警 戒区域)	災害防止の観点から、原則的に市街化の抑制を図る。
その他災害の発生 のおそれがある地 区	災害リスク、警戒避難態勢の整備状況等を総合的に勘案した土地利用を図る。

e 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

地区名等	方針
海浜部	海浜部は海食景観と周辺緑地が一体となった美しい海岸風景をなしており、隆起海床等珍しい地形を有している。この自然環境の保全を図るため、島根県立自然公園条例、海岸法等既存の開発規制制度に併せて、都市計画制度の活用により自然環境の保全を図る。

2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

① 交通施設の都市計画の決定方針

a 基本方針

ア 交通体系の整備の方針

本都市計画区域は、県西部の政治、経済、文化の中心として発展してきており、近年は浜田・三隅道路、浜田港インター線及び臨港道路福井4号線の開通等、交通体系の整備が行われてきている。

今後は、県西部の中核都市、環日本海地域における陸海空の交流拠点、及び日本海国土軸と西日本国土軸を結ぶ交通の要衝として都市交通体系を確立し、次のような基本方針のもとに計画的な交通網の整備を図ることとする。

○ 高速交通体系の確立

国土軸の形成による都市間連携の強化を目指すため、山陰道の整備を推進するとともに、中国横断自動車道・山陰道へのアクセス道路の整備及び一般国道9号の広域機能を代替する道路、及びこれにアクセスする道路が整備を図ってきた。

これらの道路交通網、公共交通機関であるJR山陰本線、萩・石見空港との連携強化を推進し、交通結節点機能の拡充を図っていく。

○ 地域間道路網の強化

県西部における本区域の拠点性を高めるとともに、周辺拠点との連携強化を図るため、中心市街地から周辺拠点に放射状に伸びている主要幹線道路の整備を推進するとともに、市街地を外周する環状道路の形成により、通過交通及び市街地内への交通を円滑化する。

○ 市街地内幹線道路網の確立

市街地内における各都市機能の連携強化を図り、効率的な都市活動を促進するため、市役所、新町、朝日町周辺の商業・業務拠点と交通拠点であるJR浜田駅を結び都市の骨格を形成する環状道路等都市軸の確立を図る。

また、市街地内交通の円滑化、及び安全で快適な市街地環境を形成するため、交通結節点であるJR浜田駅周辺への都市交通施設整備とともに、市街地整備と一体的なネットワークの確立を図っていくものとする。

○ 産業関連施設へのアクセス道路整備

流通・業務・漁業機能（浜田港、浜田漁港等）、文化交流機能（島根県立大学周辺）、流通・業務・工業機能（市街地周辺の大規模工業団地）、居住機能（市街地周辺の住宅関連施設）等の各都市機能が有効かつ効率的に機能するため、各施設間を連絡する道路の整備を図る。

○ 観光レクリエーションに対応した道路整備

本区域の今後の観光関連産業の振興を図るため、県立石見海浜公園、しまね海洋館アクアス等観光施設から高規格幹線道路へのアクセス道路の整備、及び周辺観光施設と連携した都市圏観光レクリエーションルートの整備を図る。

○ 公共交通の整備

将来における高齢化社会への対応、及び交通需要抑制策の一環として、鉄道・バス等の公共交通機関が重要な役割を担っていることから、今後、ＪＲ浜田駅等交通結節点機能強化及び鉄道・バス等の運行の確保、利用促進、利便性の向上を図る。

イ 整備水準の目標

都市施設	整備水準の目標
道 路	平成 27 年度末現在で都市計画道路の改良率が約 80%であり、今後も基本方針等に基づき引き続き整備を進める。 ※改良率 ＝改良済延長（概成済含む）（km）／都市計画 決定延長（km）

b 主要な施設の配置の方針

ア 道路

種 別	配置の方針
自動車専用道路	○日本海国土軸を形成し、高速交通体系を確立する路線 「㊦江津浜田線」、「中国横断自動車道広島浜田線」、「㊦長沢原井町線」、「㊦浜田三隅線」を配置する。
幹線道路	○梯子型道路 東西軸である一般国道 9 号と山陰道の連携を図り、相互を接続し都市の骨格となる梯子型道路として「㊦はまだリゾート線」、「㊦長沢線」、「㊦浜田港インター線」等を配置する。 ○市街地内幹線道路 「㊦下府殿町熱田町線」、「㊦天満町東公園線」、「㊦長沢田町線」「㊦殿町原町線」等を市街地内幹線道路として配置する。 ○放射状道路 「一般国道 186 号」、「㊦浜田美都線」、「㊦浜田八重可部線」、「㊦田所国府線」等主要幹線道路を中心市街地と周辺地域を連結する放射状道路として配置する。 ○産業及び観光・レクリエーション拠点の連携機能強化を図る路線 「臨港道路福井 4 号線」、「㊦港町瀬戸ヶ島線」、「㊦はまだリゾート線」等を配置する。

イ 鉄道

種別	配置の方針
J R 山陰本線	現在、運行されている J R 山陰本線を主要な公共交通機関と位置づけ、区域内及び広域的な地域連携を促進するために配置する。

c 主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備または着手することを予定している主要な施設は次のとおり。

主要な施設	路線名等
	幹線道路
道 路	㊦田所国府線
	㊦鏡山大橋片庭町線

※ ㊦は都市計画道路、㊦は主要地方道とする。

② 下水道及び河川の都市計画の決定方針

a 基本方針

ア 下水道及び河川の整備の方針

i 下水道

下水道は、公衆衛生の保持、浸水の防止、生活様式の改善等の生活環境の向上や公共用水域の水質保全を図る上で重要な役割を担っている。

下水道の整備手法については、地域の特性に応じた効率的かつ適正な整備手法を選択していくものとし、基本的に市街地内では公共下水道により整備し、市街地郊外部の既存集落では合併処理浄化槽による個別処理により、全域の下水道整備を図るものとする。

また、浸水被害の恐れがある市街地等においては、下水道による雨水対策も今後検討するものとする。

ii 河川

本区域は、二級河川浜田川、周布川等が貫流して日本海に注いでおり、その間に多くの支川が合流している。

浜田川の治水対策については、昭和 63 年 7 月の降雨を踏まえ、洪水の安全な流下を図るため、浜田ダムの再開発、第二浜田ダムにより洪水調節を行い、下流の洪水の軽減を図るものとする。

周布川の治水対策については、昭和 58 年 7 月の降雨を踏まえ、洪水の安全な流下を図るため、大長見ダムにより洪水調節を行い、下流の洪水の軽減を図るものとする。

その他の中小河川については、河川管理施設の機能を十分に発揮させるため、適切な維持管理を行い、地域の実情に応じた治水安全度を確保するものとする。

また各水系において、利水については水利使用者との調整を図りながら、水資源の有効かつ適正な利用に努めるものとする。

河川環境については生物の多様な生息・生育環境の保全に努めるとともに、流水の正常な機能を維持するために必要な流量の確保を図り、良好な河川環境や快適な水辺空間を形成することにより、住民の憩いの場となるような河川空間の創出に努める。

イ 整備水準の目標

都市施設	整備水準の目標
下水道	浜田市の平成 27 年度末の現在の汚水処理人口普及率(汚水処理人口／行政人口)は約 35%であり、今後も引き続き基本方針等に基づき汚水処理人口普及率の向上に努める。
河 川	二級河川浜田川は年超過確率 1/100、周布川は年超過確率 1/100 に対する治水安全度を確保することを目標に整備する。 また、その他の中小河川は、河川管理施設の機能を十分に発揮させるため、適切な維持管理を行い、地域の実情に応じた治水安全度を確保するものとする。

b 主要な施設の配置の方針

ア 下水道

排水区域は概ね市街地内及び周辺の集落・産業施設等を含む区域へ配置する。

c 主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備または着手することを予定している主要な施設は次のとおり。

主要な施設	整備概要等
下水道	(公共下水道) 浜田処理区

③ その他の都市施設の都市計画の決定方針

a 基本方針

本都市計画区域においては、地域住民が健康で文化的な市民生活を営むうえで欠くことのできない供給処理施設、教育施設、医療施設、社会福祉施設、その他都市施設については、既存施設の有効活用に努めるほか、設備の近代化を進め、市街化の動向、人口の変動に対応し、必要に応じた施設の整備を図る。

今後は、ＪＲ浜田駅北側地区において、地域の中核病院である浜田医療センターを中心として、住民が安心して生活するための地域医療の充実を図る。

また、県西部の拠点都市として、行政サービスの高度化・効率化及び住民の利便性の向上を図るため、浜田市役所周辺地区において、国・市等の官公庁施設の集積、機能強化を図る。

3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要な市街地開発事業の決定の方針

本区域では、ＪＲ浜田駅を中心として商業施設や公共施設が集積して、県西部の商業・行政面における中核機能を有している。しかし、これら中心市街地では都市機能の低下、人口減少に伴う空洞化、狭小道路や住宅の密集による防災対策等の様々な課題を抱えている。今後は都市機能の充実、都市基盤の整備、居住環境・都市景観の向上、都市防災の強化等を図るとともに、中心市街地の活性化が重要であるため、商業施設や公共施設が集積するＪＲ浜田駅周辺地区、浜田市役所周辺地区、及び商業・住居機能が集積する朝日町周辺地区、新町・紺屋町周辺地区等について市街地開発事業等による快適な都市空間の形成を図り、都市の再生を図っていく必要がある。

市街地周辺については、これまで住宅地等計画的な開発を行い、良好な居住環境が形成されてきているが、今後も郊外部の土地利用状況を見ながら、適正な規制と誘導により計画的な整備を進めるものとする。

4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

① 基本方針

ア 自然的環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性

本区域は、東西方向に山並みが連なり、浜田海岸県立自然公園に属する城山公園を始めとする市街地内緑地が多く分布する緑豊かな区域である。これらの緑地は風致に富んだ浜田らしさを認識させる代表的地形として、良好な都市景観を形成している。また、海岸部の多くはリアス式地形を形成し、変化に富んだ良好な海岸景観を有している。

河川についても、下府川、浜田川、周布川は市街地の骨格を形成するものとして市街地景観上重要な要因となっている。

これらの自然環境に包まれた地域特性を活かし、水と緑のネットワークの形成を図ることにより、地域住民の日常生活における憩いの場や自然とのふれあい、歴史風土に接する環境を形成するため、「水と緑・自然との共生」を基本方針として、整備・保全を図るものとする。

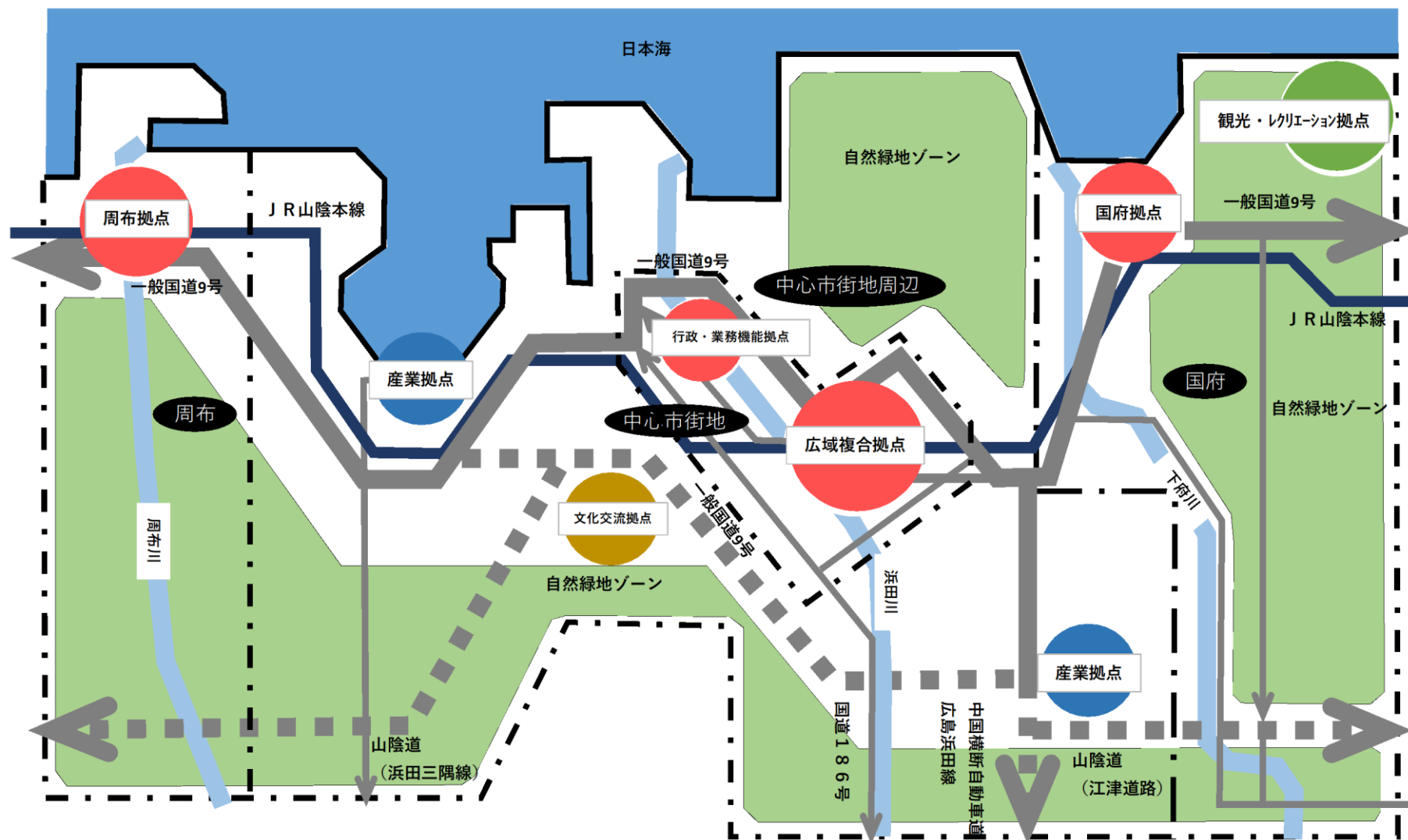
② 主要な緑地の配置の方針

配置計画	概要
環境保全系統	本区域を貫流する浜田川、下府川、周布川を都市の骨格を形成する上で重要な緑地として位置づけ、河川環境の保全を図る。
	市街地の後背地に広がる樹林地及び海浜部について、動植物等の生息・生育地の確保、都市環境の維持のため、緑地として保全を図る
レクリエーション系統	豊かな自然環境を活用した広域的なレクリエーション機能を有する緑地として広域公園「石見海浜公園」を配置する。
	住民の健康の維持・増進、文化・体育活動等に資する場として、運動公園「東公園」及び近隣公園等を配置する。
防災系統	土砂流出や地すべりの恐れがある市街地周辺部の緑地の保全を図る。
	地震時、火災時の避難地となる都市公園・緑地として、広域公園「石見海浜公園」、運動公園「東公園」、近隣公園「ゆうひ公園」及び浜田港防災緑地など大規模な公園、緑地等を配置する。
景観構成系統	都市の背景となる良好な自然環境を有する山地・丘陵地の保全を図る。
	リアス式地形、変化に富む海岸部について、良好な海岸景観の保全を図る。
	本区域を貫流する浜田川、下府川、周布川を都市の骨格を形成する上で重要な緑地として位置づけ、市街地景観の保全を図る。

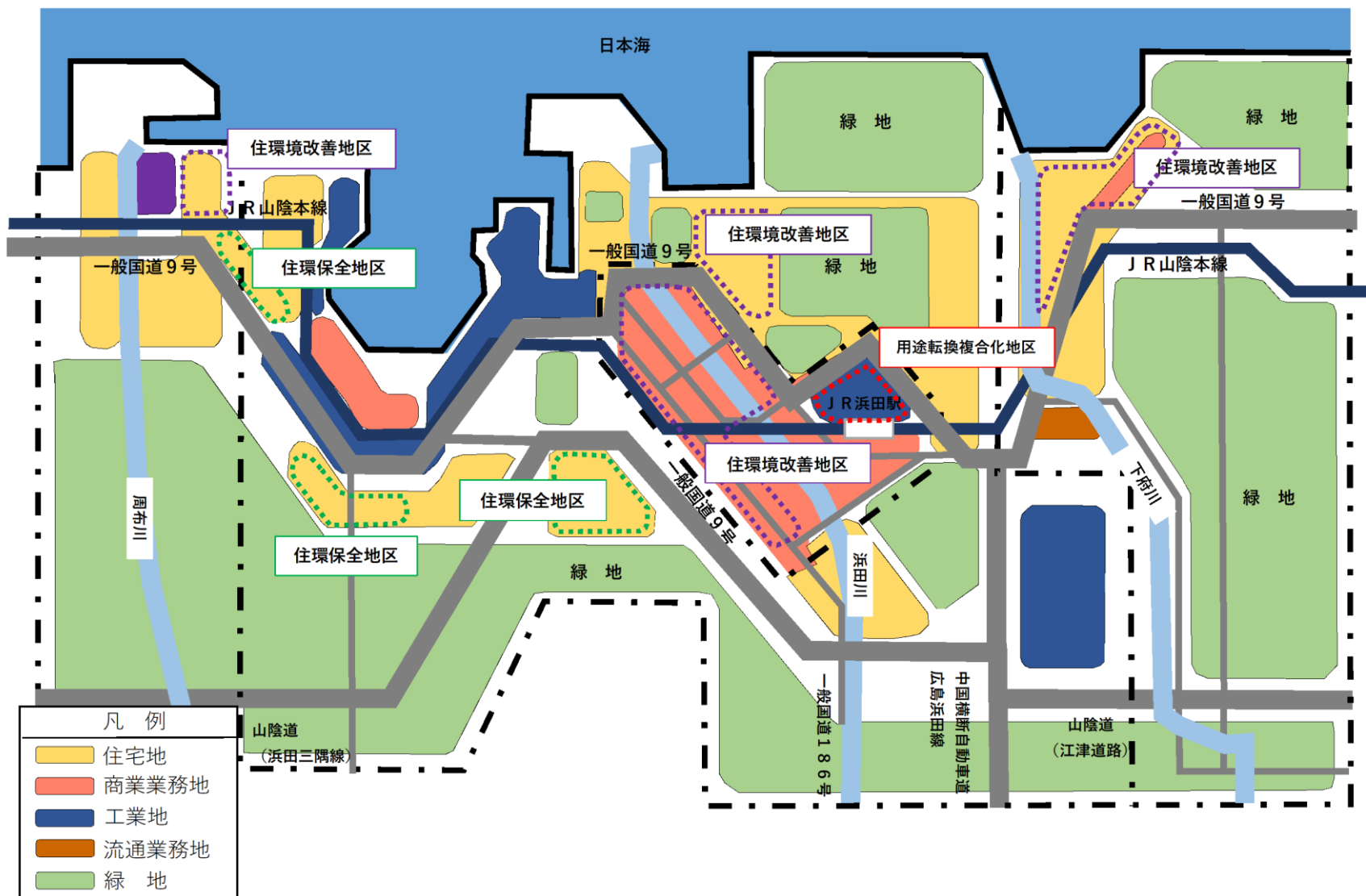
③ 実現のための具体の都市計画制度の方針

都市公園等施設緑地については、必要な緑地の確保目標量を満たしているため、既存の緑地・公園施設の内容の更なる充実を図る方針とする。

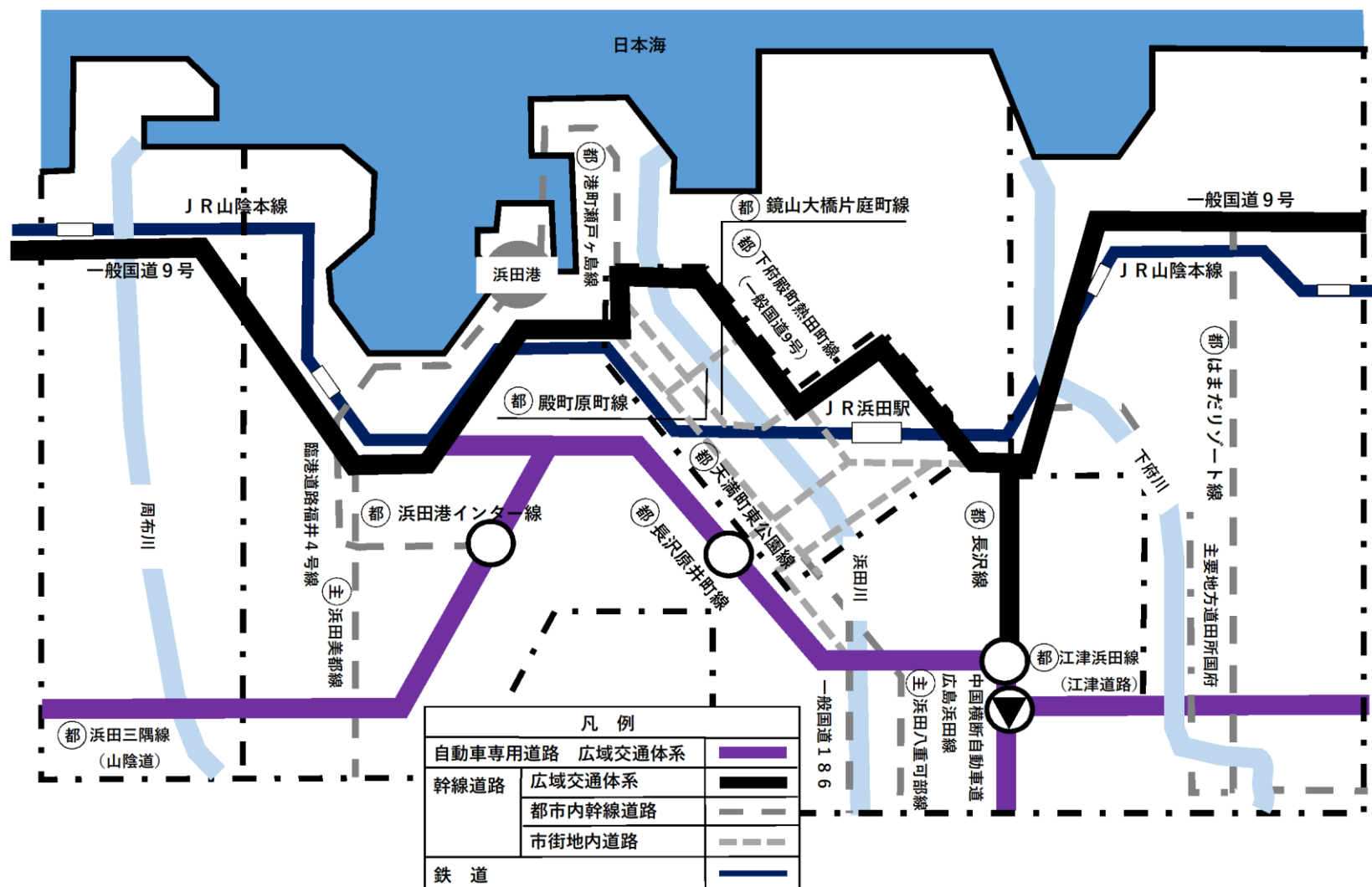
■都市構造図



■土地利用方針 附図



■交通体系の整備方針 附図



■自然的環境の整備又は保全の方針 附図

